

有識者意見の概要及び意見に対する対応

1. 調査研究課題名 社会資本整備における第三者の役割に関する研究	
2. 有識者意見の概要及び対応 有識者：東京大学大学院法学政治学研究科 城山 英明助教授	
意見の概要	意見に対する対応
<p>(1) 形式的意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 注記されている文献のうち、文献リストに載っていないものがある。例：中井・村木（1998）、谷口（1998）、桐山・鈴木（2001）、石川（2001）、岩佐・矢嶋（2002）等 <p>(2) 実質的意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には、重要かつ有用なテーマであり、このような研究は推進すべきであると考えます。また、全体としては、この種の調査研究としては各国の現場の運用状況も踏まえたかなり質の高いものになっていると思われる。以上の評価を前提とした上で、以下のコメントをしておきたい。これらは、必ずしも現時点での対応を求めるものではなく、今後の検討課題につなげるべきものも多いという点をあらかじめ断っておきたい。 「はじめに」のところで、「行政と国民との相互調整」の必要が増大しており、「行政と国民の間の調整」を進めるメディエーター調査研究には意味があるとされている。しかし、調整及びメディエーターが必要なのは、行政と国民との間だけではなく、様々な利害関係を持つ様々な国民相互の間という側面も見られる。また、メディエーターが有用なのは、特にそのような国民相互の間でも調整が必要な場面のようにも思われる。従って、そのような面にも、明示的に触れたほうがい 	<ul style="list-style-type: none"> 文献リストの追加をおこなった。 第3者の活用目的として、合意形成の促進を加えるとともに、メディエーターの役割として国民相互間の調整を追記した。

有識者意見の概要及び意見に対する対応

いのではないだろうか。

- ・ p 20 かどこかで第三者機関の役割の類型論を行えるといいのではないか。例えば、メディエーションのように実質的内容に關与する第三者機関（そのなかも p 34 にあるように内容重視派と手続き重視派で異なる）と、インスペクターのように実質的提言をする第三者機関、日本に多く見られるプロセスの適切性に関してコメントする第三者機関では役割が異なる。また、p 38 にあるようなファシリテーション、アービトレーション等をどう位置づけるのかという課題もある。これは、p 20 の欧州型、アメリカ型という表現とも重なってくるが、より詳細な類型が制度設計の前提としては必要になると思われる。これは、p 77 における総括の前提でもある。
- ・ p 3 : インスペクターが仲介する「証人に対する反対尋問」というのはわかりにくいので、説明を追加すべきではないか。
- ・ p 3 : パブリックコンサルテーションにおいて意見を言える市民・あるいは住民の範囲に関する言及があるとよいのではないか。
- ・ p 5 : フランスの討論調査委員会の事務局は誰が担っているのか、事務局に関して第三者性がどの程度あるのかに関する言及があるといいのではないか。
- ・ p 12 : 「行政機関とは立場が離れた人でないと調整役とし

- ・ p 20 - 21 に第3者機関を主な目的別に類型化した記述に変更した。
- ・ 第3者機関の類型化については、ご指摘のとおり様々な切り口から検討する必要があることから、今後の検討課題とした。
- ・ インスペクターが進める手続きの詳細の説明を追加した。
- ・ 公開審問において、反対意見を提出できる者の範囲について脚注に説明を加えた。
- ・ 今後の検討課題とした。
- ・ 「機能しないことが多い」と記述したが、実際にはそれ

有識者意見の概要及び意見に対する対応

<p>て機能しないことが多い」という指摘は興味深いが、どの程度のデータ・根拠で主張できるのかを示せるといいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">• p 20 でアメリカにおけるメディエーターは手続きが規定されていないとあるが、negotiated rulemaking (p 40 参照) といった例ではある程度規定されているのではないか。また、p 25 にある労使紛争の斡旋委員会もなんらかの手続きが規定されているのではないか。また、p 43 以降にある各種機関においても手続きが規定されているものがあるのではないか。• p 28 : mutual gains approach については相互扶助型というのは適切な訳だろうか。相互に利得を得るという側面を示した訳語の方がいいように思われる。• p 50 : パブリックインボルブメント、市民参加とメディエーションの異同についてどこかで整理したほうがいいのではないかと思われる。これは p 63 - 64 の記述とも関わる。• p 51 ⑤ : 利害関係者が特定されて後に代表者の話になるのであろうから、記述の順序を入れ替えた方がいいのではないか。• p 57 : アドボカシーサイエンスの訳は、確認した方がいいのではないか。	<p>を予期した上で外部機関の者に対し第三者的役割を委託することが通例である。そのように記述を改めた。</p> <ul style="list-style-type: none">• p 20 - 21 に第3者機関を主な目的別に類型化した記述に変更した。• 「相互利益型交渉」に改めた (全文)。• 検討結果の持つ意味等に関するメディエーションの特徴について p 50 ④に追記した。• パブリックインボルブメント、市民参加とメディエーションの異同については今後の検討課題とする。• 利害関係者とその代表者となるように表現の順番を入れ替えた。• 特定の日本語訳がないことを確認した。今回は、advocacy が「特定の主張を後押しする」という意味が
--	--

有識者意見の概要及び意見に対する対応

<ul style="list-style-type: none">• p 5 8 でローカルノレッジの例として三番瀬に言及しているが、藤前干潟の例もあるといいのではないか。• p 6 5 : パートナリングというのは、契約マネジメントの手法としても興味深い。• p 7 3 : 紛争アセスメントの結果、メディエーションを開始すべきでないという決定に至ったという事例は興味深い。このような例を前提に、どこかで、いかなる条件でメディエーションが機能するのかといった点に関する議論を行うといいのではないか。• p 7 7 : 「おわりに」は、これだけの事例を検討してきたにもかかわらず、あまりにも短いように思われる。これまでのコメントとも関係してくるが、手法の分類や各種手法の機能する条件に関する分析をより詳細に行ったうえで、日本の今後の課題や今後必要な研究について、もう少し詳細に議論すべきではないか。	<p>あるので、弁護的とした。</p> <ul style="list-style-type: none">• 今後の検討課題とする。• p 5 5 - 5 6 にメディエーションがうまく機能しないと考えられる状況を列挙した。• メディエーションの有効性については今後の検討課題とする。• 「手法の分類や各種手法の機能する条件に関する分析」については、今後の検討課題とする。本報告書は今後、わが国においてメディエーターを活用にあたって必要となる基礎情報を収集しており、手法の分類等に向けた基礎資料として有益だと考えられる。また、今後の課題等については追記した。
---	---